

那須塩原市新庁舎建設工事監理業務特記仕様書

1 業務概要

- (1) 業務名称 那須塩原市新庁舎建設工事監理業務委託（以下「本業務」という。）
- (2) 履行期間 令和7年9月12日から令和9年11月15日まで
- (3) 施設の概要
本業務の対象となる施設の概要は、次のとおりとする。
ア 施設名称 那須塩原市新庁舎
イ 敷地の場所 那須塩原市前弥六南町7番1ほか
ウ 施設用途 庁舎（令和6年国土交通省告示第8号 別添二 第四号 第2類）
エ 延べ面積 15,298.49 m²
(ア)庁舎棟（鉄筋コンクリート造一部鉄骨造 地上4階建て 延べ面積：14,544.8 m²）
(イ)車庫棟（鉄骨造 地上1階建て 延べ面積：679.34 m²）
(ウ)駐輪場1（アルミニウム合金造 地上1階建て 延べ面積：33.15 m²）
(エ)駐輪場2（アルミニウム合金造 地上1階建て 延べ面積：33.15 m²）
(オ)附属棟（鉄骨造 地上1階建て 延べ面積：8.05 m²）
- (4) 対象工事の概要
本業務の対象となる工事（以下「対象工事」という。）の概要は以下のとおりとする。
ア 対象工事の名称、工期等は、別紙1のとおりとする。
イ 対象工事は、ワンデーレスポンス実施対象工事である。〔2(2)セ(ア)参照〕
ウ 対象工事は、ISO9000 シリーズの適用工事である。
エ 対象工事は、情報共有システムの活用対象工事である。
- (5) 支払い条件
令和7年度 部分払1回
令和8年度 部分払1回
令和9年度 精算払
- (6) その他
ア 本特記仕様書に記載の様式については「一般社団法人公共建築協会の発行書籍 国土交通省大臣官房官庁営繕部監修 公共建築設計業務委託共通仕様書 建築工事監理業務委託共通仕様書 令和6年度版（以下「参考書籍」という。）」に掲載されている内容に準拠した体裁とし、受注者にて作成する。
イ 本業務は、那須塩原市新庁舎建設工事に関連するものであるため、本工事の施工者が決定に至らなかった場合は、入札を中止する場合がある。

2 業務仕様

本特記仕様書に記載されていない事項は、「建築工事監理業務委託共通仕様書」（平成13年2月15日付け国営技第6号（最終改定令和6年3月26日付け国営整第214号））（以下「共通仕様書」という。）による。

(1) 工事監理業務の内容

一般業務は、共通仕様書「第2章工事監理業務の内容」に規定する項目のほか、次に掲げるところによる。各項に定める確認及び検討の詳細な方法については、共通仕様書の定めによるほか、調査職員の指示による。また、業務内容に疑義が生じた場合には、速やかに調査職員と協議する。

ア 一般業務の内容

(ア) 工事監理に関する業務

a 工事監理方針の説明等

(a) 工事監理方針の説明

※共通仕様書の内容に従う（追加業務は特になし）

(b) 工事監理方法変更の場合の協議

※共通仕様書の内容に従う（追加業務は特になし）

b 設計図書の内容の把握等

(a) 設計図書の内容の把握

※共通仕様書の内容に従う（追加業務は特になし）

(b) 質疑書の検討

※共通仕様書の内容に従う（追加業務は特になし）

c 設計図書に照らした施工図等の検討及び報告

(a) 施工図等の検討及び報告

検討に当たっては、設計図書との整合性の確認、納まりの確認、建築工事と設備工事との整合の確認等について、十分留意する。

別紙2「重点工事監理項目」に係る部分に関する施工図について、特に留意して検討を行うこと。

施工図の検討をより効率的に行うために、施工図作成の基礎となる総合図を作成した場合についても検討を行うこと。

免震構造の採用によって生じる特殊な要素（躯体形状、クリアランス確保、設備取り付け、エキスパンションジョイント等）に係る部分に関する施工図について特に留意して検討を行うこととする。

(b) 工事材料、設備機器等の検討及び報告

別紙2「重点工事監理項目」について、特に留意して行うこと。

d 対象工事と設計図書との照合及び確認

設計図書に定めのある方法による確認のほか、立会い確認若しくは書類確認のいずれか又は両方を併用した方法で行うこと。

別紙2「重点工事監理項目」について、特に留意して行うこと。

共通仕様書第2章2. 1 1. (4)に定める「対象工事に応じた合理的方法」については「工事監理ガイドライン」（平成21年9月1日国土交通省住宅局策定）によるほか、該当がある場合には「基礎ぐい工事における工事監理ガイドライン」（平成28年3月4日付け国住指第4239号）による。

(a) 立会い確認

原則として、施工の各段階で確認する工程について、確認対象部位、工種、材料、機器類の種別、回路数等の工事内容や設計内容に応じて、初回は詳細に確認を実施し、以降は設計図書のとおり実施されていると確認された工程は抽出による確認を実施すること。抽出に当たっては、施工状況を踏まえつつ、施工数量に応じて効果的に抽出を行うこと。

(b) 書類確認

原則として、施工の各段階で、その段階で提出される品質管理記録の内容について確認すること。

- e 対象工事と設計図書との照合及び確認の結果報告等
※共通仕様書の内容に従う（追加業務は特になし）
- f 業務報告書等の提出
※本特記仕様書の2(2)サ（イ）参照

(イ) 工事監理に関するその他の業務

- a 工程表の検討及び報告
※共通仕様書の内容に従う（追加業務は特になし）
- b 設計図書に定めのある施工計画の検討及び報告
※共通仕様書の内容に従う（追加業務は特になし）
- c 対象工事と工事請負契約との照合、確認、報告等
 - (a) 対象工事と工事請負契約との照合、確認、報告
※共通仕様書の内容に従う（追加業務は特になし）
 - (b) 工事請負契約に定められた指示、検査等
※共通仕様書の内容に従う（追加業務は特になし）
 - (c) 対象工事が設計図書の内容に適合しない疑いがある場合の破壊検査
※共通仕様書の内容に従う（追加業務は特になし）

(ウ) 関係機関の検査の立会い等

建築基準法等の法令に基づく関係機関の検査に立会い、その指摘事項等について、工事の受注者等が作成し、提出する検査記録等に基づき調査職員に報告する。

以下の検査については特に重点的な確認を実施すること。

- a 消防検査・建築基準法に基づく検査（中間検査・完了検査）
- b 建築基準法に基づく検査の申請手続き

イ 追加業務の内容

追加業務は、次に掲げる業務とする。各項に定めた確認及び検討の詳細な方法については、調査職員の指示による。また、業務内容に疑義が生じた場合には、速やかに調査職員と協議する。

完成図の確認

- (ア) 設計図書の定めにより工事の受注者等が提出する完成図について、その内容が適切であるか否かを確認し、結果を調査職員に報告する。
- (イ) 前項の確認の結果、適切でないと認められる場合には、工事の受注者等に対して修正を求めるべき事項を検討し、その結果を調査職員に報告する。

ウ 工事監理者

建築基準法第5条の6第4項に基づき、管理技術者を工事監理者とする。

(2) 業務の実施

ア 適用基準等

本業務に国土交通省が制定する以下に掲げる技術基準等を適用する。受注者は対象工事及び業務の実施内容が技術基準等に適合するよう業務を実施しなければならない。

年版は那須塩原市新庁舎建設工事の入札公告時点（令和7年6月2日）での最新版を適用・準用するものとする。

(ア) 共通

- a 官庁施設の基本的性能基準
- b 官庁施設の総合耐震・対津波計画基準
- c 木造計画・設計基準
- d 木造計画・設計基準の資料
- e 官庁施設の環境保全性基準

- f 官庁施設の防犯に関する基準
- g 官庁施設のユニバーサルデザインに関する基準
- h 建築物解体工事共通仕様書
- i 営繕工事写真撮影要領
- j 建築物等の利用に関する説明書作成の手引

(イ) 建築

- a 建築工事設計図書作成基準
- b 建築工事設計図書作成基準の資料
- c 敷地調査共通仕様書
- d 公共建築工事標準仕様書（建築工事編）
- e 公共建築木造工事標準仕様書
- f 建築設計基準
- g 建築設計基準の資料
- h 建築構造設計基準
- i 建築構造設計基準の資料
- j 建築工事標準詳細図
- k 構内舗装・排水設計基準
- l 構内舗装・排水設計基準の資料

(ウ) 設備

- a 建築設備計画基準
- b 建築設備設計基準
- c 建築設備工事設計図書作成基準
- d 公共建築工事標準仕様書（電気設備工事編）
- e 公共建築設備工事標準図（電気設備工事編）
- f 公共建築工事標準仕様書（機械設備工事編）
- g 公共建築設備工事標準図（機械設備工事編）

イ 提出書類等

(ア) 次に掲げる書類等の提出場所（ 企画部 那須塩原駅周辺整備室 調査職員事務所 ）

提出書類等	電子データ	紙	特記事項
業務計画書	○	1 部	
業務報告書	○	1 部	
月間業務計画表 /実施表	○	1 部	
報告書・提案書	○	1 部	
打合せ記録簿	○	1 部	
月報	○	1 部	
日報	○	1 部	

(イ) 業務実績情報の登録

受注者は、公共建築設計者情報システム(PUBDIS)に「業務カルテ」を登録する。

なお、登録に先立ち、登録内容について調査職員の確認を受け、その後、速やかに登録を行う。登録完了後、業務カルテ受領書の写しを調査職員に提出する。

ウ 業務計画書

業務計画書には、参考書籍 「様式 6－1 業務計画書の提出について」 により、次の(ア)

から(エ)の内容を記載する。

(ア)業務一般事項

- a 業務の目的
- b 業務計画書の適用範囲
- c 業務計画書の適用基準類
- d 業務計画書に内容変更が生じた場合の処置方法

業務の目的、本計画書の適用範囲及び本計画書の内容変更の必要が生じた場合の処置方法を明確にしたうえで、その内容を記載する。

(イ)業務工程計画

参考書籍「様式6-2 業務工程表」に必要事項を記載する。対象工事の実施工程との整合を図るため、工事の受注者等から提出される対象工事の実施工程表の内容を十分検討のうえ、作成する。検討に用いた実施工程表についても参考として添付する。

(ウ)業務体制

- a 受注者の管理体制

参考書籍「様式6-7 受注者管理体制系統図」に必要事項を記載する。

- b 業務運営計画

受注者が現場定例会議に参加する場合は、現場定例会議の開催に係る事項（出席者、開催時期、議題、役割分担、その他必要事項）を記載する。現場定例会議に参加しない場合は、受注者が工事の受注者等と施工状況の確認のため適切に連絡をとる方法について記載する。

- c 管理技術者等の経歴

参考書籍「様式6-4 管理技術者経歴書」「様式6-5 管理技術者・主任担当技術者」及び、担当技術者を配置する場合は「様式6-6 担当技術者」に必要事項を記載する。

- d 業務フロー

調査職員により指示された内容のフローとする。調査職員より当該部分の写しを受け取り、内容を把握のうえ、添付する。

(エ)業務方針

仕様書に定められた工事監理業務内容に対する業務の実施方針について記載する。受注者として特に重点を置いて実施する業務等についても記載する。

エ 調査職員の権限内容

(ア)総括調査員は、受注者に対する指示、承諾、協議、関連業務との調整等で重要なものの処理を行う。また、業務の内容の変更、一時中止又は契約の解除の必要があると認める場合における市長に対する報告等を行うとともに、主任調査員及び調査員の指揮監督並びに調査業務のとりまとめを行う。

(イ)主任調査員は、受注者に対する指示、承諾、協議等（重要なもの及び軽易なものを除く。）の処理、業務の進捗状況の確認、工事監理仕様書の記載内容と履行内容との照合その他契約の履行状況の調査で重要なものの処理、関連業務との調整（重要なものを除く。）の処理を行う。また、業務の内容の変更、一時中止又は契約の解除の必要があると認める場合における総括調査員への報告を行うとともに、調査員の指揮監督並びに主任監督業務及び一般監督業務のとりまとめを行う。

(ウ)調査員は、受注者に対する指示、承諾、協議等で軽易なものの処理、業務の進捗状況の確認、工事監理仕様書の記載内容と履行内容との照合その他契約の履行状況の調査（重要なものを除く。）を行う。また、業務の内容の変更、一時中止又は契約の解除の必要があると認める場合における主任調査員への報告を行うとともに、一般監督業務のとりまとめを行う。

オ 管理技術者及び主任担当技術者の資格要件

業務の実施に当たっては、次の資格要件を有する管理技術者及び主任担当技術者を適切に配置した体制とする。なお、工事監理共同体として参加する場合は、当該技術者をいずれの構成員から選任してもよい。ただし、那須塩原市新庁舎基本設計・実施設計に関わった者は除くものとする。

(ア)管理技術者

管理技術者は、次の要件を満たし、かつ、設計図書の設計内容を的確に把握する能力、工事監理等についての高度な技術能力及び経験を有する者とする。

- a 建築士法（昭和25年法律第202号。以下「建築士法」という。）第2条第2項に規定する一級建築士
- b 平成27年4月1日以降に、日本国内にて完成・引渡しが完了した工事で次に掲げる（a）～（c）の要件を全て満たす新築又は増築（増築にあつては増築部分）工事（躯体、外装のほか内装を含む建築一式工事）の工事監理業務で管理技術者としての実績を1件以上有すること。
 - （a）建物用途：庁舎、事務所、病院のいずれか
 - （b）規模：延べ面積 7,500㎡以上
 - （c）発注者：公共・民間の種別は問わない

注）本入札における公告、入札説明書、様式等の公告資料内において建物用途について庁舎、事務所、病院はそれぞれ国土交通省告示第八号 別添二の以下を指すこととする。

庁舎：四 業務施設 第2類の庁舎、十二 文化・交流・公益施設 第2類の警察署、消防署

事務所：四 業務施設 第1類の事務所、第2類の銀行、本社ビル

病院：十 医療施設 第2類の総合病院

※公共建築工事標準仕様書（建築工事編、電気設備工事編、機械設備工事編）（国土交通省大臣官房官庁営繕部）又はそれに準ずる仕様書を適用した工事の工事監理業務に限る。

(イ)主任担当技術者

主任担当技術者は、次の要件を満たし、かつ、設計図書の設計内容を的確に判断する能力とともに、工事監理等についての技術能力及び経験を有する者を、総合、構造、電気設備、機械設備の分担業務分野毎に1名配置するものとする。

ただし、構造については、1名配置するものとするが、下記の要件b（b）iiiを満たさない場合において、本要件を満たす他の構造担当技術者1名を別途配置することを条件に、主任担当技術者（構造）が要件b（b）iiiを満たしているものとみなす。

- a 当該担当の各部門に応じた公共建築工事標準仕様書（建築工事編、電気設備工事編、機械設備工事編）（国土交通省大臣官房官庁営繕部）又はそれに準ずる仕様書を適用した工事の工事監理に従事した実績を有すること。
- b 部門ごとに以下の要件を満たすこと。
 - （a）総合
 - i 建築士法第2条第2項に規定する一級建築士であること。
 - ii 延べ面積5,000㎡以上の庁舎、事務所その他これに類する用途の建築工事において、工事監理に従事した実績を有すること。
 - （b）構造
 - i 建築士法第2条第2項に規定する一級建築士であること。
 - ii 延べ面積5,000㎡以上の庁舎、事務所その他これに類する用途の建築工事において、工事監理に従事した実績を有すること。
 - iii 基礎免震構造の工事監理又は設計に従事した実績を有すること。

(c)電気設備

- i 建築士法第2条第2項に規定する一級建築士、同法第2条第5項に規定する建築設備士又は建設業法（昭和24年法律第100号。以下「建設業法」という。）に規定する一級電気工事施工管理技士であること。
- ii 延べ面積5,000㎡以上の建築物において、電気設備の工事監理に従事した実績を有すること。

(d)機械設備

- i 建築士法第2条第2項に規定する一級建築士、同法第2条第5項に規定する建築設備士又は建設業法に規定する一級管工事施工管理技士であること。
- ii 延べ面積5,000㎡以上の建築物において、機械設備（空調・給排水衛生）の工事監理に従事した実績を有すること。

カ 貸与品等

貸与品等	適 用
那須塩原市新庁舎建設工事設計図書	DVD-R（内訳書及び図面はPDF）

貸与場所（ 那須塩原市企画部那須塩原駅周辺整備室 ） 貸与時期（ 業務着手時 ）

返却場所（ 那須塩原市企画部那須塩原駅周辺整備室 ） 返却時期（ 業務完了時 ）

キ 関係機関への手続き等

建築基準法等の法令に基づく関係機関等の検査（建築主事等関係官署の検査）に必要な書類の原案を作成し調査職員に提出し、検査に立会う。

ク 打合せ及び記録

(ア)打合せは次の時期に行い、速やかに記録を作成し、調査職員に提出する。

- a 業務着手時
- b 業務計画書に定める時期
- c 調査職員又は管理技術者が必要と認めた時
- d その他（毎月4回程度、調査職員が指定する日時）

(イ)受注者は工事監理業務が適切に行われるよう、工事の受注者等と定期的かつ適切な時期に連絡を取り、施工状況について把握しなければならない。

(ウ)打合せや情報共有に当たっては、受発注者間で協議のうえ、双方の生産性向上に資する方法を検討すること。具体的には電話、WEB会議、電子メール、情報共有システム（情報通信技術を活用し、受発注者間など異なる組織間で情報を交換・共有することによって業務効率化を実現するシステムをいう。以下同じ。）等の活用を検討すること。

ケ 書面手続

工事監理仕様書（質問回答書、現場説明書、本特記仕様書、共通仕様書をいう。以下同じ。）において書面で行わなければならないとされている受発注者間の手続（以下「書面手続」という。）の方法は、原則として(ア)による。ただし、受注者の通信環境の事情等によりオンライン化が困難な場合(イ)による。

なお、情報共有システム対象工事の場合は(ア) bによる。

(ア)オンラインによる場合

書面手続は、押印を省略し、aまたはbによる。

- a 電子メール等を利用する場合

(a)業務着手後の面談等において、受発注者間で電子メールの送受信を行う者を特定し、氏名、電子メールアドレス及び連絡先を共有すること。

- (b)電子メールの送信は、原則として、(a)で共有した者のうち複数の者に対して行うこと。
- (c)受信した電子メールについては、送信者の電子メールアドレスが(a)で共有したものと同じであるか確認すること。
- (d)ファイルの容量が大きく、電子メールでの送受信が困難な場合は、(a)で共有した者の間で、調査職員が指定する大容量ファイル転送システムを用いることができる。

b 情報共有システムを利用する場合

- (a)業務着手後の面談等において、受発注者双方の情報共有システム利用者を特定し氏名及び連絡先を共有すること。
- (b)受発注者は、情報共有システムを利用するためのID及びパスワードの管理を徹底すること。

(イ)オンライン化が困難な場合

書面手続は押印の省略を可とし、押印を省略する場合、書面に、責任者及び担当者の氏名及び連絡先を記載する。ただし、業務着手後の面談等における受発注者相互の本人確認以降、受発注者間の面談等において提出される書面については、押印の省略に当たって責任者及び担当者の氏名及び連絡先を記載しなくてもよい。

(ウ)その他

- a (ア)で用いる電子データが、最終版であることを明示するなどの版管理の運用方法を受発注者間で協議し、定めること。
- b 検査は、書面手続に電子メールを利用した場合は受注者が保管した電子データで、情報共有システムを利用した場合は同システムに保存した電子データで行う。

コ 情報共有システムの活用

本業務の対象工事が、情報共有システム活用対象工事の場合は、電子的に交換・共有することにより業務の効率化を図ることとし、情報共有システムの利用は次による。

(ア)受注者は、次に掲げる業務の実施に当たり、対象工事の受注者が利用する情報共有システムを利用する。

- a 一般業務のうち次に掲げる業務
 - (a)工事監理に関する業務
 - i 設計図書の内容の把握
 - ii 設計図書に照らした施工図等の検討及び報告
 - iii 対象工事と設計図書との照合及び確認
 - iv 対象工事と設計図書との照合及び確認の結果報告等
 - (b)工事監理に関するその他の業務
 - i 工程表の検討及び報告
 - ii 設計図書に定めのある施工計画の検討及び報告
 - iii 対象工事と工事請負契約との照合、確認、報告等
- b 追加業務のうち次に掲げる業務
 - (a)完成図の確認

(イ)対象工事の受注者が利用する情報共有システムは、次の要件を満たすものである。

- a 工事施工中における受発注者間の情報共有システム機能要件 2019 年版営繕工事編
- b システム想定利用人数（ライセンス ID 数）：計 24 名程度

(ウ)受注者が利用する情報共有システムに係る費用は対象工事に含まれる。当該費用は情報共有システムへの登録料及び使用料である。

サ 検査

(ア)業務完了届については、参考書籍「様式 7 業務完了届」に必要事項を記載する。

(イ)業務報告書は、次の構成とする。

なお、情報共有システムを利用する場合は、以下の様式に記載されている内容が情報共有システムから出力された資料により確認できれば様式によらなくてもよい。具体的な確認方法については受注者と調査職員との間で協議すること。

a 月間業務計画表・月間業務実施表

工事の受注者等が提出した実施工程表を踏まえ、月間の業務計画を立て、参考書籍「様式8-2 月間業務計画・報告書（案）」のうち「予定」の欄に、必要事項を記載する。

その後の業務の進捗に伴い、業務の実施状況について、同様式のうち「実施」の欄に必要事項を記載する。

b 報告書

工事の受注者等から提出された協議書及び施工図等の資料に対し、検討事項を詳細に記載するとともに、参考書籍「様式3 報告書・提案書」に工事の受注者等に対し修正を求めるべき事項及び提案事項を簡潔に記載し、検討資料を添付してとりまとめる。必要に応じ、調査職員からの指示内容が記載された参考書籍「様式2 指示書」、受注者と調査職員との間の協議内容が記載された参考書籍「様式4 協議書」についても添付する。

c 打合せ記録簿

調査職員及び工事の受注者等との打合せ結果について、参考書籍「様式5 打合せ記録簿」に必要事項を記載する。

d 月報

参考書籍「様式8-1 工事監理業務月報」に、主要な月間業務実施内容について、業務内容ごとに簡潔に記載する。

e 日報

参考書籍「様式8-3 工事監理業務日報」に、日々の業務内容について、簡潔に記載する。

シ 情報管理体制の確保

(ア)受注者は、本業務に関して発注者から貸与された情報その他知り得た情報であって、発注者が保護を要さないことを同意していない一切の非公表情報（以下「要保護情報」という。）を取り扱う場合は、当該情報を適切に管理するため、情報取扱者名簿及び情報管理体制図を作成・提出し、発注者の同意を得なければならない。また、記載内容に変更が生じる場合も、同様に作成・提出のうえ、あらかじめ発注者の同意を得なければならない。

(イ)受注者は、要保護情報について、情報取扱者以外の者に使用、閲覧又は漏えいさせてはならない。

(ウ)受注者は、要保護情報の漏えい等の事故やおそれが判明した場合については、履行中・履行後を問わず、事実関係等について直ちに発注者へ報告すること。

なお、報告がない場合でも、情報の漏えい等の懸念がある場合は、発注者が行う報告徴収や調査に応じること。

ス 図面等の情報の適正な管理

(ア)次に掲げる措置その他必要となる措置を講じ、契約書の秘密の保持等の規定を遵守のうえ、図面等の情報を適切に管理する。

なお、発注者は措置の実施状況について報告を求めることができる。また、不十分であると認められる場合には、是正を求めることができる。

(a)次に該当する図面、特記仕様書等

i 対象工事の設計図書

ii 2(2)イ(ア)に規定する本業務の提出書類等（未完成の提出書類等を含む。）

iii その他業務の実施のため、作成され、又は交付、貸与等されたもの
(b) 工事関係図書のうち、施工図等、工事写真その他施設の内容について表示された図書等とし、紙媒体によるほか、これらの電子データ等を含む。

- a 発注者の承諾無く、図面等の情報を業務の履行に関係しない第三者に閲覧させる、提供するなど（ホームページへの掲載、書籍への寄稿等を含む。）しない。
 - b 業務の履行のための協力者等への図面等の情報の交付等は、必要最小限の範囲について行う。
 - c 図面等の情報の送信又は運搬は、業務の履行のために必要な場合のほかは、発注者が必要と認めた場合に限る。また、必要となる情報漏洩防止を図るため、電子データによる送信又は運搬に当たってのパスワードによる保護、情報の暗号化等必要となる措置を講ずる。
 - d サイバー攻撃に対して、必要となる情報漏洩防止の措置を講ずる。
 - e 貸与品等の情報については、業務の履行に必要な範囲に限り使用し、2(2)カにより調査職員に返却する。また、複製等については、適切な方法により消去又は廃棄する。
 - f 契約の履行に関して知り得た秘密については、契約書に規定されるとおり秘密の保持が求められるので特に取扱いに注意する。
- (イ) 図面等の情報の紛失、盗難等が生じた場合又は生じたおそれが認められた場合は、速やかに発注者に報告し、状況を把握するとともに、必要となる措置を講ずる。
- (ウ) 上記(ア)及び(イ)の規定は、契約終了後も対象とする。
- (エ) 上記(ア)(イ)及び(ウ)の規定は、協力者等に対しても対象とする。

セ その他、業務の履行に係る条件等

(ア) ワンデーレスポンスとは、工事の受注者等からの質問、協議に対して発注者が、基本的に「その日のうちに」回答するよう対応することである。

なお、即日回答が困難な場合に、いつまでに回答が可能かについても工事の受注者等と協議を行い、回答期限などを設けるなど、何らかの回答を「その日のうち」にすることを含んでいる。

受注者は、工事の受注者等からの質問、協議のうち、本業務に関する事項について、発注者が「その日のうち」に何らかの対応が可能な体制を整備するなど、必要な協力をしなければならない。

なお、質問、協議の内容によりワンデーレスポンスの実施が困難な場合は調査職員と協議すること。

(イ) 本業務の履行に当たり、調査職員の承諾を得て、対象工事の設計図書の内容確認等を、対象工事に係る設計意図の伝達業務の受注者に直接行うことができる。

(ウ) 暴力団員等による不当介入を受けた場合の措置について

- a 本業務において、暴力団員等による不当介入を受けた場合は、断固としてこれを拒否すること。また、不当介入を受けた時点で速やかに警察に通報を行うとともに、捜査上必要な協力を行うこと。再委託先等が不当介入を受けたことを認知した場合も同様とする。
- b aにより警察に通報又は捜査上必要な協力を行った場合には、速やかにその内容を記載した書面により発注者に報告すること。
- c a及びbの行為を怠ったことが確認された場合は、指名停止等の措置を講じることがある。
- d 本業務において、暴力団員等による不当介入を受けたことにより工程に遅れが生じる等の被害が生じた場合は、発注者と協議を行うこと。

3 担当課

〒325-8501 栃木県那須塩原市共墾社108番地2
那須塩原市 企画部 那須塩原駅周辺整備室
電話 0287-73-5175
電子メール ekishuuhenseibi@city.nasushiobara.tochigi.jp

別紙 1

対象工事概要

業務名称 那須塩原市新庁舎建設工事監理業務委託

対象工事名	工事概要	工 期		工事発注規模 (予定価格：千円)	工事受注者	備 考
		自	至			
那須塩原市新庁舎建設工事	庁舎棟 RC 造 地上 4 階建て 新築	R7. 10 月中旬	R9. 10. 15	11, 217, 510	未定	
	車庫棟 S 造 地上 1 階建て 新築	R7. 10 月中旬	R9. 10. 15			
	駐輪場 1 アルミニウム合金造 地上 1 階建て 新築	R7. 10 月中旬	R9. 10. 15			
	駐輪場 2 アルミニウム合金造 地上 1 階建て 新築	R7. 10 月中旬	R9. 10. 15			
	附属棟 鉄骨造 地上 1 階建て 新築	R7. 10 月中旬	R9. 10. 15			

別紙2 重点工事監理項目（建築）

工事監理業務の内容（模型、材料及び仕上見本）の検討を行う。

施工図の検討については、下記に関連するものについて行う。

工種	区分:項目(細目)	確認内容	備 考
コンクリートブロック、ALC パネル及び押出成形セメント板工事	押出成形セメント板：材料	規格、種類、寸法、取付け金物（規格）	
タイル工事	材料	規格、種類、形状、色調、裏足の形状及び寸法、目地材（材料、色、形状）	
木工事	材料	木材（規格、樹種、形状、寸法、含水率）、金物（形状、寸法、防錆処理）	
屋根及びとい工事	長尺金属板葺：材料	規格、材質、寸法、厚さ、留付け金物（材質、形状、防錆処理）、下葺材料（規格、種類）、とい（規格、材質、材種、寸法、径、厚さ）	
金属工事	金属成形板張り：材料	材質、種類、形状、寸法、表面処理	
カーテンウォール工事	メタルカーテンウォール：材料	金属（規格、材質、形状、寸法、板厚、色）、シーリング、ガラス、断熱材、取付け金物（規格、種類、寸法）	
塗装工事	各種塗料塗り：材料	規格、種類、色、防火材料の指定又は認定	
内装工事	カーペット敷き：材料	規格、種類、厚さ、色、模様、防火性能	
内装工事	壁紙張り：材料	規格、種類、色、模様、防火性能、接着剤（規格、種類）	
ユニット及びその他の工事	各種サイン：材料	規格、材質、種類	
舗装工事	ブロック系舗装：材料	規格、種類、形状、寸法、表面加工	
植栽及び屋上緑化工事	植樹、芝張り、吹付け、は種及び地被類：材料	樹木（樹種、樹高、葉張り、幹周、根巻き状態、発育状態）、芝張り、吹付けは種	

別紙２ 重点工事監理項目（建築）

工事監理業務の内容（工事と設計図書の適合）の確認を行う。

施工図の検討については、下記に関連するものについて行う。

工種	区分:項目(細目)	確認内容	備 考
仮設工事	着工前準備工事 (敷地境界)	境界石の位置、境界	
仮設工事	縄張り、遣方、他 (縄張り)	建物の位置／建物の方位	
仮設工事	縄張り、遣方、他 (ベンチマーク)	設置状況／高さ	
仮設工事	縄張り、遣方、他 (遣方)	水平基準高さ／基準墨	
土工事	工法（根切り）	支持地盤（土質等）	
地業工事	地盤改良	配合計画書の確認、セメント系固化材の配合量管理、六価クロム溶出試験の確認、設計用地耐力の確認（固化材添加量と地耐力の関係を確認）	
鉄筋工事	圧接完了後の試験	圧接試験（UT 検査）内容の確認、外観の確認	
鉄筋工事	PC 鋼材 PC 緊張工事	使用する鋼種と径の確認、緊張工事の施工手順と管理値の確認、PC 配線および PC 固定端、緊張端の納まり確認	
コンクリート工事	コンクリートの設計基準強度	コンクリートの配合計画書の確認、材齢管理の確認、コンクリート強度（圧縮試験）の確認、現場搬入されたフレッシュコンクリートのスランプの確認	
コンクリート工事	マスコンクリート	使用するセメント・混和剤の確認、材齢管理の確認	
コンクリート工事	耐震スリット	耐震スリットの性能確認、施工内容との整合性確認	
鉄骨工事	製作工場	鉄骨製作工場のグレードと生産能力、溶接技術者免許保有者等の確認	
鉄骨工事	製作要領書・製品検査等	鉄骨工事製作要領書の確認、鉄骨工事建方計画書の確認、鉄骨製作工場での外観検査、UT 検査等の検査内容の確認	
免震工事	使用免震部材	設計図書に書かれている免震部材の性能と発注部材との照合、製品検査における管理値（設計図書に示される設計値±〇〇%など）の確認	
免震工事	エキスパンションジョイント	一般社団法人 日本免震構造協会（J S S I）「免震エキスパンションジ	

		ョイントガイドライン」の性能指標 A 種に準じ、振動台実験により損傷しないことを確認した A 種相当製品であることを確認する。	
免震工事	クリアランス	設計図書に書かれている設計クリアランスが竣工時に確保するために施工誤差等を考慮した施工クリアランスの確認	
鉄骨工事	庁舎 庇鉄骨	鉄骨製作工作図の確認、外観検査、RC 躯体との接続部の確認	
鉄骨工事	工作図	形状、寸法、ボルト孔の径、スリーブ、開口部の補強	
コンクリートブロック、ALC パネル及び押出成形セメント板工事	押出成形セメント板：工法	建込（取付け金物、耐火塗料の充填、開口補強材、錆止め、溶接部の処理、自重受け、埋込みアンカー、取付け金物の耐火処理）	
木工事	各種処理	表面仕上げ、防腐、防錆、防虫、防蟻処理（塗布量）、不燃処理木材等	
屋根及びとい工事	長尺金属板葺：工法	下葺き（重ね合わせ）、各部の納まり（留付け間隔、栈木の取付け）、棟・谷樋・けらば納まり	
金属工事	金属成形板張り：工法	割付、下地	
カーテンウォール工事	メタルカーテンウォール：形状及び仕上げ、製作、取付け	取付け金物（表面処理）、形状、寸法、仕上げ、取付けの固定度	
塗装工事	各種塗料塗り施工	下地（乾燥、汚れ、平滑さ）、塗料種類、塗り回数、外観（色調、塗りむら）	
植栽及び屋上緑化工事	各種工法	樹種、配置、地被類・吹付けは種の種類、密度	

別紙2 重点工事監理項目（電気設備）

工事監理業務の内容（工事と設計図書の適合）の確認を行う。

施工図の検討及び建築設備の機械器具の検討については、下記に関連するものについて行う。

工種	区分:項目(細目)	確認内容	備 考
配管・配線工事 (配管・配線)	施工：ケーブルラックのふ設（その他）	防火区画貫通部の処理、エキスパンション部の処理、免震余長さの対応、耐震支持	
配管・配線工事 (配管・配線)	施工：電線等のふ設（接続）	接続方法及び状態、機器端子と接続、増し締め、ケーブルの分岐接続、接続箇所点検方法、ボックス内収容心線数	
配管・配線工事 (配管・配線)	施工：電線等のふ設（絶縁処理）	絶縁処理方法及び状態、ケーブルの端末処理及び成端処理	
配管・配線工事 (機材)	施工（電力・通信）：照明器具の取付及び配線（支持・固定）	支持方法・支持本数、振止め、落下防止・耐震処理	
配管・配線工事 (機材)	施工（電力・通信）：照明器具の取付及び配線（配線・接続）	器具内配線処理、外部配線との接続、接地線との接続、連結器具の接続部、送り端子の接続部	
電気設備工事全般	—	建物環境環境性能（建築物エネルギー消費性能適合性判定、設計時 ZEB ランク）を満みたすために設備機器の仕様が設計時の仕様を下回らないかの確認	

別紙2 重点工事監理項目（機械設備）

工事監理業務の内容（工事と設計図書の適合）の確認を行う。

施工図の検討及び建築設備の機械器具の検討については、下記に関連するものについて行う。

工種	区分:項目(細目)	確認内容	備 考
配管工事	施工：配管一般 （主管の分岐又は合流）	クロス継手の使用の有無、T継手の相対する2方向への分岐又は相対する2方向からの合流に使用不可の確認	
配管工事	施工：配管一般 （建物導入配管）	可とう性の有無	
配管工事	施工：配管一般 （建物エキスパンションジョイント部配管）	可とう性の有無 免震クリアランスの確認については配管自体だけでなく継手固定部、吊り金具、固定金具についても確認する	
配管工事	施工：配管一般 （伸縮接手）	伸縮接手及び固定点の位置及び固定方法	
配管工事	施工：配管一般 （絶縁接手）	絶縁の方法、設置箇所、継手仕様	
配管工事	施工：配管一般 （異種管の接合）	設置箇所、接合方法	
配管工事	施工：配管一般 （防火区画の貫通）	貫通部の隙間がモルタル又はロックウール保温材で埋められていること、建基令適合方法、評定済工法	
配管工事	施工：冷温水・冷却水・給水配管 （エア抜弁）	空気だまりの生じるところに必要	
配管工事	施工：排水配管 （合流）	合流方法、間接排水の要否	
配管工事	施工：管の接合一般事項	使用工具及び接合法の確認、切断面の状況、管内の遺物の除去、管端面の養生	
配管工事	施工：吊及び支持	吊り、支持、振れ止め、固定方法 免震継手の確認	
配管工事	試験	クロスコネクションの防止	
機械電気設備 機器工事全般	—	建物環境環境性能（建築物エネルギー消費性能適合性判定、設計時 ZEB ランク）を満たすために設備機器の仕様が設計時の仕様を下回らないかの確認	